

朝来市建築物等木材利用促進方針

令和7年10月

朝 来 市

目 次

前 文	1
第 1 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項	
1 建築物における木材利用のための施策の方向性	1
2 建築物における木材利用の促進	1
3 建築物木材利用促進協定制度の活用	1
第 2 市が整備する公共建築物における木材利用の目標	
1 木材化を図る公共建築物の範囲	2
2 重点的に内装等の木質化を促進する公共建築物の部分	2
3 利用促進を図る木製の備品等の種類	2
4 地域産木材の活用	2
5 先進的な技術等の活用	2
第 3 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項	2
第 4 その他建築物における木材の利用の促進に関する必要な事項	
1 公共建築物の整備等において考慮すべき事項	2
2 建築物における木材利用の促進のための体制整備に関する事項	3
3 国県や関係自治体等との連携	3
用語の定義	3

朝来市建築物等木材利用促進方針

令和7年10月21日策定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、兵庫県が定める兵庫県建築物木材利用促進方針（以下「県方針」という。）に即して、朝来市建築物等木材利用促進方針（以下「本方針」という。）を定める。

第1 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 建築物への木材利用促進のための施策の方向性

市が整備する公共又は公共の用に供する建築物（以下「公共建築物」という。）において率先して木材を利用することで、民間建築物への波及を進める。そのために、県等と連携しながら各種支援（情報発信、木材利用の動機づけ等）や普及啓発等を実施する。

なお、使用する木材については、兵庫県県産木材の利用促進に関する条例（平成29年6月12日兵庫県条例第19号）の趣旨を踏まえ、県産木材（地域で生産される木材（以下「地域産木材」という。））の利用を促進する。

2 建築物における木材利用の促進

（1）公共建築物における木材利用の促進

市が整備する公共の用又は公用に供する建築物、及び市以外のものが整備するこれに準ずる建築物（学校、社会福祉施設、医療機関施設、運動施設、社会教育施設、公共交通機関の旅客施設等）において、木材利用を推進する。

これらの建築物においては、県及びひょうご森づくりサポートセンター等と連携しながら、計画時点でコストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、原則として木造化及び木質化を推進する。

なお、これらの建築物において使用される備品及び消耗品について、木材を原材料としたものの利用促進を図り、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーについても、燃料の安定供給や適切な維持管理に配慮しつつ促進を図る。

（2）民間建築物における木材利用の促進

これまで木材利用が進んでいなかったオフィスや店舗等をはじめとする民間建築物への新たな需要開拓を図る。このため、県及びひょうご森づくりサポートセンター等と連携しながら、建築主への木造建築事例等の情報発信等に取り組む。

（3）住宅における木材利用の促進

住宅の新築及びリフォーム等における地域産木材の利用促進を図る。このため地域産木材を利用した住宅建築への支援や、施主に対する地域産木材利用に関する情報発信等に取り組む。

3 建築物木材利用促進協定制度の活用

法第15条に定める同制度の活用により、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対する同制度の積極的な周知に努めるものとする。

また、市が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、情報発信するものとする。

第2 市が整備する公共建築物における木材利用の目標

1 木造化を図る公共建築物の範囲

計画時点でコストや技術の面で木造化が困難であるものや、求められる機能等の観点から木造化になじまない又は木造化を図ることが困難であると判断されるものを除いて、原則として木造化を検討する。

2 重点的に内装等の木質化を促進する公共建築物の部分

高層・低層にかかわらず、直接又は報道機関等を通じて間接的に市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分（エントランスホール、市民対応窓口等）を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を検討する。

3 利用促進を図る木製の備品等の種類

備品（机、椅子、棚、受付カウンター、サイン（案内標識）、ベンチ等）及び消耗品（紙類、文具、名札、普及啓発のために配布する資材や記念品等）については、木材を原材料としたものの利用推進を図るほか、暖房器具やボイラー等を設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努める。

4 地域産木材の活用

木材の利用にあたっては、調達コスト面で困難でない限りは、原則として地域産木材を利用する。

5 先進的な技術等の活用

木造化及び内装等の木質化にあたっては、技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、製材等のほかCLTや木質耐火部材等の活用、木造と非木造の混構造の活用に取り組む。

また、TAPOS等の先進的技術の積極的な活用について、関係団体等と連携して普及啓発や情報発信に取り組み、スギ構造材の需要拡大に努める。

第3 建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項

建築物における木材の利用を促進するには、一般的な寸法の木材をはじめ、利用空間を確保するため求められる長尺・大断面の木材、CLT、木質耐火部材等の建築用木材及び合法伐採木材が、適切かつ安定的に供給される必要がある。

このため、森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の木材供給に携わる者が連携して、①林内路網の整備、林業機械の導入、施業の集約化等による林業の生産性の向上、②木材の需給に関する情報の共有、③木材の安定供給・調達に関する合意形成の促進、④木材利用の動向やニーズに応じた木材の適切な供給のための木材製造の高度化・流通の合理化、⑤合法伐採木材やJAS製品の供給体制の整備等に取り組むことで、建築用木材の安定供給を図るものとする。

第4 その他建築物における木材の利用の促進に関し必要な事項

1 公共建築物の整備等において考慮すべき事項

公共建築物の整備にあたっては、建設コストのみならず維持管理及び解体・廃

棄等のコストを含むライフサイクルコストについて検討するとともに、利用者ニーズや木材利用による付加価値等も考慮する。

備品や消耗品の導入についても、購入コストだけでなく木材利用の意義や効果を含めて総合的に判断する。

木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラー等の導入にあたっては当該暖房機具やボイラーの導入及び燃料の調達に要するコスト、燃焼灰の処分を含む維持管理に要するコスト及びその体制についても考慮する。

2 建築物における木材利用の促進のための体制整備に関する事項

市が整備する公共建築物への木材利用促進にあたっては、関係部局が横断的に木材利用促進を検討する仕組みを設け、木造化及び内装等の木質化を図る公共建築物等を整備するために必要な取組を行う。

3 国県や関係自治体等との連携

建築物への木材の利用を推進するには、市域にとどまらない広域的な視点に立った木材の効率的かつ安定的な供給体制の整備や、木造施設の整備状況等に関する情報共有等が必要なことから、木材の利用促進に必要な施策を実現するため、国や関係自治体等とも相互に連携を図るものとする。

※用語の定義

- ①「県産木材」とは、県内の森林で生産された原木を原材料として、県内の工場で加工された木材（県内で加工できない場合においては、県産材を原材料として使用していることを証明できる木材を含む。）をいう。
- ②「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部又は一部に木材を利用することをいう。
- ③「内装等の木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替えに当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。
- ④「CLT（直交集成版）」とは、Cross Laminated Timberの略称で、ひき板（ラミナ）を並べた後、繊維方向が直交するように積層接着した木質系材料をいう。
- ⑤「JAS製品」とは、日本農林規格（Japanese Agricultural Standard）に適合した製品をいう。「日本農林規格等に関する法律（JAS法）」により農林物資に関する全国統一の品質の基準などが定められている。
- ⑥「TAPOS」とは、木造建築物の部材（梁・桁）同士をつなぐ接合部（仕口）の耐力を飛躍的に向上させる加工技術のことをいう。従来仕口がU字型であるのに対し、V型になっている。兵庫県立農林水産技術総合センター（森林林業技術センター）が開発した技術である。